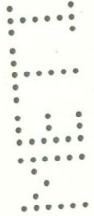


第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和元年7月4日）は、次のとおりである。

経済産業省



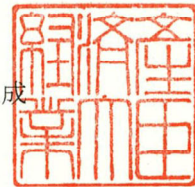
20190110保第39号

令和元年7月4日

自然電力株式会社

代表取締役 磯野 謙 殿

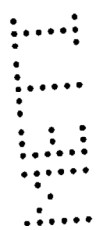
経済産業大臣 世耕 弘成



自然電力株式会社「(仮称) 動鳴山風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

平成31年1月10日付けで届出のあった「(仮称) 動鳴山風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、熊本県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。



環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

「天草市景観計画」では、船から見る海岸線や山並み景観を重要と捉えていることから、海からの眺望景観について調査・予測・評価する必要があるか検討すること。